

苅田町コミュニティバス運行業務に係る
プロポーザル方式での事業者選定募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

苅田町コミュニティバス運行業務

(2) 業務の目的

本業務は、地域住民（主に高齢者などの生活交通弱者）の移動を支援し、公共交通が調っていない地域へ生活に必要な移動手段を確保することで交通空白地域の解消を目指す。

さらに地域内回遊性と主要施設間の移動の円滑化による利便性の向上を通じて、地域経済の活性化を促すこととする。

(3) 業務内容

苅田町コミュニティバス運行業務仕様書のとおり

(4) 見積限度額

274,615千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日まで

2 参加資格

プロポーザル方式による審査に提案する事業者（以下「提案者」という。）は、以下に示す各号すべてを満たす者とする。

(1) 苅田町の指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、登録されていない者については、以下①～⑨の書類を提出することで入札参加資格者名簿に登録された者とみなす。

① 参加資格審査申請書

② 登記事項証明書(写し可)

・参加表明書提出日前3月以内に発行されたもの

(法人) 履歴事項全部証明書

(個人) 本籍地で発行する身分証明書

③ 使用印鑑届

④ 本社から支店等への委任状

⑤ 納税証明書/国税(写し可)

・参加表明書提出日前3月以内に税務署で発行されたもの

(法人) 納税証明書（法人税及び消費税）「その3の3」

(個人) 納税証明書（所得税及び消費税）「その3の2」

⑥ 納税証明書/本店所在地の都道府県民税（写し可）

- ・参加表明書提出日前3月以内に都道府県税事務所で発行されたもの

(法人) 納税証明書（法人都道府県民税及び法人事業税）

(個人) 納税証明書（事業税）

⑦ 町税の滞納がないことの証明書（町内業者のみ）（原本）

- ・参加表明書提出日前3月以内に発行されたもの

代表者及び法人の証明書を添付すること

※町内業者とは、苅田町内に本店、支店、営業所等を構え、設立届が提出されているものをいう。

⑧ 申立書

⑨ 役員名簿

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 苅田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程に基づく指名停止を受けている期間中ないこと。また、国及び他の地方自治体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去5年以内に官公庁発注による同種業務等の受注実績があること。
- (5) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 主な選定日程（予定）

- (1) 第一次審査（参加申込書類）の受付期限 令和8年1月16日（金）17時まで
- (2) 第一次審査 令和8年1月20日（火）17時まで
- (3) 第一次審査結果通知及び
第二次審査の実施に関する通知 令和8年1月21日（水）17時まで
- (4) 第二次審査（企画提案書類）の受付期限 令和8年1月30日（金）17時まで
- (5) プレゼンテーション審査の実施 令和8年2月6日（金）
～2月9日（月）のうち1日
- (6) 選定結果の通知 令和8年2月10日（火）

4 質疑の提出及び回答

提案を検討する者は、以下のとおり質疑を行うことができる。

(1) 提出期間

令和8年1月9日（金）17時まで（必着）

※受付期限以降に提出された質疑及び規定する様式や方法によらない質疑は、一切受け付けない。

(2) 提出方法

メール

(3) 提出先

苅田町役場交通商工課 春山、村上

メール haruyama-m@town.kanda.lg.jp

murakami-t@town.kanda.lg.jp

(4) 質疑に対する回答

令和8年1月14日（水）17時までに参加者全員に対し、メールで回答する。

5 参加申込書類（第一次審査用）の提出

提案者はプロポーザル方式による審査に提案するため、以下のとおり参加申込書類を提出する。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

営業所一覧表（様式3）

事業経歴書（様式4）

有資格者一覧表（様式5）

参加資格審査申請書類（様式6）

財務三表（過去2年分の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

(2) 提出期間

令和8年1月16日（金）17時まで（必着）

※天候不順や郵送／宅配業者に責がある遅延についてはそれらを客観的に証明できる場合に限り認めるものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送／宅配便およびメール

(4) 提出先

〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町役場交通商工課 春山、村上

メール haruyama-m@town.kanda.lg.jp

murakami-t@town.kanda.lg.jp

(5) 注意事項

- ① あらかじめ指示した事項に違反した書類は無効とする。
- ② 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ③ 本町に提出された書類は返却しない。
- ④ 提出された書類の取扱いは、苅田町情報公開条例（平成8年12月25日苅田町条例第20号）によることとする。

6 第一次審査の実施

(1) 審査・選定方法

本町が別に定める委員により組織する「苅田町コミュニティバス運行事業者選定委員」において、提出された参加申込書類を基に以下のとおりに書類審査を行い、上位3者を限度として選定する。

審査基準及び各項目の配点（合計100点）は別紙採点表のとおりとする。

(2) 選定結果

第一次審査の選定結果は、第一次審査に参加した提案者全員に対して令和8年1月21日（水）17時までに通知する。第一次審査で選定された提案者に対しては、同時にプレゼンテーション審査の日時と場所を通知する

7 企画提案書類（第二次審査用）の提出

第一次審査で選定された提案者は以下のとおり企画提案書類を提出する。

(1) 提出書類

企画提案書（様式2）

(2) 提出期間

令和8年1月30日（金）17時まで（必着）

※天候不順や郵送／宅配業者に責がある遅延については認めるものとする。

(3) 提出方法・提出先

上記5（3）、（4）と同じ

(4) 注意事項

- ① あらかじめ指示した事項に違反した提案書類は無効とする。
- ② 提出した後の提案書類は、書き換え、差し換え又は撤回することはできない。

- ③ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ④ 本町に提出された提案書類は返却しない。
- ⑤ 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑥ 提出された提案書類の取扱いは、苅田町情報公開条例（平成8年12月25日苅田町条例第20号）によることとする。なお、提案書類において企業秘密に該当する部分については、提案書類にその旨を明記する等明らかにすること。

8 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書（様式2）

※指定様式の使用は必須ではないが、各項目は必ず記載すること

①経費

仕様書「9 委託料」での運行経費を計上する
(運賃収入を差引いた額ではない)

②収益拡大

コスト削減内容
収入増加内容（広告収入等）
具体的な利用促進策
回数券・乗車券・乗継券（不正防止対策）等の提案

③安全確保

国土交通省による処分の状況（過去2年間）
重大事故の発生状況（過去2年間）
(重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう。)

運行管理体制の状況

飲酒運転防止の取組状況

運転者の健康管理の状況

車両整備の体制

苅田町役場と車庫との距離

適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画

休憩仮眠施設の状況

I S O 39001（道路交通安全マネジメントシステム認証）等の取得の有無

④利用者利便の確保

事故時の処理体制

事故時の損害賠償能力

災害発生時等緊急時の対応能力

- 道路混雑・車両の故障・道路工事・イベント時などへの対応体制
 - 予備車両の状況
 - 苦情対応体制
 - 他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取り組み
 - 利用者に対する情報提供の体制
 - 高齢者・障害者・子ども等への配慮
 - 快適性の確保
 - 乗務員のマナー向上など
- ⑤環境への配慮
- 低公害車の導入状況
 - 省エネルギーへの取り組み状況
 - 交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証又はISO14001
(環境マネジメントシステム認証) 等の取得の有無
 - 住宅地内の走行に配慮した、騒音・振動・大気汚染等への取り組み状況
- (2) その他提出資料
- 営業所一覧表（様式3）
 - 事業経歴書（様式4）
 - 有資格者一覧表（様式5）
- (3) 提案書は全てA4版の用紙を用いるものとする。
- (4) 添付資料、図面、資料等についてもA4もしくはA3版を使用すること。
- (5) 提案書には基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。

9 第二次審査の実施

(1) プрезентーション審査の実施

企画提案書類の内容について、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

- ① プrezentationは30分以内とする。
- ② プrezentation後に、企画提案書や見積書、プレゼンテーション内容等についてヒアリング（質疑）を10分程度行うので応答すること。
- ③ ヒアリングでの発言については、企画提案書類と同等の取り扱いとする。
- ④ プrezentationは、企画提案書の項目内容について個々に提案する。ただし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- ⑤ 出席者は、担当予定技術者を含め3名以内とする。
- ⑥ スクリーン・プロジェクターについては本町で用意するが、その他必要なOA機器等は各参加者で準備する。

⑦ プレゼンテーション用の配布資料については認めない。

(2) 審査方法

「苅田町コミュニティバス運行事業者選定委員会」において企画提案書類及びプレゼンテーションを基に審査を行う。

別紙採点表のとおり

(3) 選定方法

上記(2)にて、各審査員の得点の合計が最も高い提案を行った提案者を最優秀提案者として選定する。得点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、見積金額が安価な方を最優秀提案者として選定する。

(4) 選定結果

第二次審査の選定結果は、第二次審査に参加した提案者全員に対して令和8年2月10日（火）に通知する。

10 契約の締結

- ① 町長は、最優秀提案者と本業務の契約締結協議を行う。
- ② 町長は①の協議を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ③ ①の協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは最優秀提案者に本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の提案者を繰り上げて、順次協議する。
- ④ 契約手続きは、苅田町契約規則の規定に定めるところによる。
- ⑤ 契約書には、提案内容及び合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。
- ⑥ 町長は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

11 連絡先

問い合わせ先

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町役場交通商工課 春山、村上

電話 093-434-1954

FAX 093-435-2101

メール haruyama-m@town.kanda.lg.jp

murakami-t@town.kanda.lg.jp